

第6回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成26年9月3日（水） 11:30～11:50 13:15～15:50

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、小早川光郎構成員、山本構成員

〔政府〕 三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、谷史郎内閣府地方分権改革推進室参事官、羽生雄一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、高角健志内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成26年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番39：マイナンバー利用事務の拡大（内閣官房）>

（小早川構成員）国が定めるマイナンバーの利用可能事務は、社会保障制度・税制・災害対策の3つの分野の中から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」）において指定されるものである。

提案団体の要望は、公営住宅と特定優良賃貸住宅（以下「特優良」）は政策的に連続した施策であるにも関わらず、特優良の管理事務については、公営住宅と異なりマイナンバーの利用ができないことから、マイナンバーを利用できるようにしてほしいというもの。

特優良の管理事務は、マイナンバーの利用範囲を確定する段階で、検討対象としていたのか。

（内閣官房）元来マイナンバーの利用範囲は、社会保障制度・税制の分野で検討しており、社会保障制度の分野の検討の際、国土交通省から公営住宅の管理事務も利用範囲に含めてほしいとの要望があったが、特優良の管理事務については、国土交通省からの要望が無かったため検討対象とはしていない。

（小早川構成員）提案を実現するには、法律で追加する方法と条例で追加する方法の2つの方法がある。

後者の場合、次の2つの問題が存在する。1つは、特優良の管理事務は法律に基づく事務であるが、マイナンバー法上で利用可能とされていない法律に基づく事務を、法律を所管しない地方公共団体が条例で追加してよいのかとの問題。もう1つは、特優良の管理事務が社会保障制度の分野に入らないとなった場合、マイナンバー法第9条第2項に基づき、「その他これらに類するもの」として条例で規定できる余地はあるのかとの問題。

（内閣官房）1点目の問題について、条例で法律に基づく事務を規定することは問題ない。マイナンバー法において、条例で法律に基づく事務は規定できないといった制限はなく、社会保障制度の分野に係る法律に基づく事務を全て規定しているものでもないため、条例で規定することは可能である。

2点目の、マイナンバー法を改正して特優良の管理事務を利用範囲に追加する点については、マイナンバー法上、社会保障制度の分野について特段制限を設けていないため法改正での追加も可能ではないかと考えている。また、「その他これらに類するもの」として、条例で追加することについては、「類する」の範囲は「関する」より広い範囲を含むため、明らかに可能である。

（高橋部会長）日本再興戦略2014において、「今年度中にマイナンバーの利用範囲拡大の方向性を明らかにする」と記載されているが、特優良の管理事務を利用範囲に含める可能性はあるのか。

（内閣官房）特優良の管理事務については、現在議論されている5分野（戸籍・医療の診療情報・預金・パスポート・自動車税）には入っていないが、国土交通省から要望があれば、議論の一つとなる可能性はある。特優良の管理事務については、まずは所管の国土交通省がどのように判断するかが重要であり、国土交通省には情報提供を行う。可能性があるなら国土交通省と利用範囲への追加を検討したい。

（小早川構成員）特優良の管理事務について、社会保障制度に「類する」となれば、条例で追加することは可能との回答だが、まずは国土交通省が社会保障制度に「類する」事務として認めるかが重要と理解してよいか。

（内閣官房）国土交通省が「類する」に入らないと判断すれば、条例での追加は難しくなる。

（高橋部会長）逐条解説には、マイナンバー法第9条第2項の「類する」について、「乳幼児医療の助成等の地

方単独事業を想定」とあるが、必ずしも地方単独事業に限定しているわけではないと理解してよいか。
(内閣官房) 問題ない。「類する」と広く規定しており、想定という部分はあくまで典型的な事例をあげているにすぎない。このため、例えば、医療情報のやりとりそのものは法律には規定されていないが、県の事業であれば条例で追加することは可能と説明している。
(三宅次長) 法律改正による追加となった場合、改正の時期は施行後3年後の見直しの際となるのか、あるいは分権一括法に盛り込むなど時期が早くても可能であるのか。
(内閣官房) 日本再興戦略2014の「今年度中にマイナンバーの利用範囲拡大の方向性を明らかにする」との記載は、次期通常国会に、番号制度の第三者委員会の一般化を内容とする個人情報保護法の改正を考えているためである。特優賃の管理事務について、法改正して利用範囲に追加することが決定していれば、分権一括法に盛り込むことも可能。どちらにも間に合わなければ、施行後3年後の見直しで対応することになる。
(高橋部会長) 確実に実施できるように協力いただきたい。

<通番24：水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し（経済産業省、国土交通省、総務省）>

(高橋部会長) 総務省と国土交通省から、高圧ガス保安法の技術基準の改正について説明があったが、この改正は経済産業省で行うのか。

(経済産業省) 経済産業省で行う予定である。総務省と国土交通省に求められている内容は経済産業省で行う改正と連携しており、規制改革実施計画にもそのように記載されている。両省と連絡を取りながら進めている。

(高橋部会長) 液化水素ステーションの基準整備に係る省令改正について今年度中を予定しているとのことであるが、その他の点についても同じように今年度中の措置を予定しているのか。

(経済産業省) 提案項目のうち、一点を除きそうである。公道とディスプレイの保安距離の短縮については、距離を定めるために必要なデータの整備を民間団体で行っているところであり、データ整備が終了次第、措置予定であって、今年度中とは明言できないが迅速に進めていく。

(高橋部会長) 国土交通省と総務省への提案については、今年度中に高圧ガス保安法令の改正がなされれば、直ちに措置が可能と理解してよいか。

(国土交通省) 連携して、速やかに措置したい。

(総務省) ガソリンと水素との複合災害を防がなければならないため、省内の有識者会議で慎重に議論する必要がある。期限は明言できないが、速やかに結論が得られるよう努力したい。

(高橋部会長) 経済産業省による省令改正の内容が具体化した後、どの程度の期間を考えているのか。

(総務省) 液化水素ステーションの基準の内容にもよるが、可能であれば数回の審議を経て結論を得たい。

(高橋部会長) 水素ステーションに関する規制緩和であるため、水素ディスプレイと公道の距離規制について結論が出なければ他も進まない、ということはないか。

(経済産業省) それぞれ別の事項である。例えば、液化水素ステーションに関する提案は、既に許可基準のある圧縮水素ステーションと同様に、許可基準の整備を求めるものであり、圧縮水素ステーションとは並行した話である。公道とディスプレイの距離規制は、水素ステーションのコストを低減するための長期的な課題として提示されているものであり、これが解決しなければ他も進まないという関係にはない。

(小早川構成員) 「水素ステーションに係る設計係数の低い特定設備、配管等の適合手続の簡略化」については、現行制度上、提案事項に関する基準があり、その基準に一応該当する場合に特別の手続が必要になっている。今回、当該基準を改めることで、特別の手続が不要になるのか。

(経済産業省) 設計係数2.4倍で設計・製造できる高圧ガス保安協会の基準を作ることで、その手続が容易になるということである。こうした基準がなければ、安全性等について自分で一から証明しなければならない。

(小早川構成員) 審査が容易かつ迅速になるということか。

(経済産業省) そのとおり。

<通番53：旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し（経済産業省、厚生労働省）>

(高橋部会長) 採石法に暴力団の排除条項を設けることは、必ずしも法律の目的に抵触しないのではないか。

(経済産業省) 法目的からすれば、確かに「公共の福祉の増進」や「業の健全な発達」は入っており、提案の趣旨と違うことはない。問題は、登録制である業について排除条項を規定できるかどうか。

(高橋部会長) 「登録」という言葉が使われていても、許可制と根本的に異なる運用の場合もあり、一律の

妨げになるかは議論がある。

(経済産業省) 昨年の義務付け・枠付けの第4次見直しの議論を見返すと、登録拒否要件の中に、例えば「条例で定める要件」のように、都道府県知事の裁量がある要件を入れられないかという趣旨だったが、登録要件として裁量の余地を設けるようなものはできないという結論であった。

金銭関係の業など登録制を採用しながら法律に暴力団排除条項を規定している事例があることは承知しており、今回は立法事実が十分にあるのか等が論点となる。登録後、実際に暴力団に実質上支配されていることが判明した場合、事後的に取り消せるのか等を考えなければならない。

(高橋部会長) 地方から具体的な提案があったため、法律改正は十分考えられるということか。

(経済産業省) そもそも自治事務であって直接状況を把握できるわけではないため、地方経済産業局や警察当局から情報を収集し、どれほどの立法事実の積み上げがあるかを調査している。

実際には、採取計画上の違反があれば登録を取り消せるし、それなりの設備がないと業として成り立たない。どのような暴力団関係者が、どのような事情で業を行い、地方公共団体もどのように困っているのかを聴いて、法制的にどう措置するか検討したい。

(高橋部会長) 少なくとも佐賀県と福岡県からは支障事例が出されており、全国的にそのような例はあるのではないか。具体的にどのようなスケジュールを考えているか。

(経済産業省) まずは佐賀県の事例について詳細を確認したい。採取計画上の違反があれば登録を取り消せるため、その辺りを十分確認し、早急に進めたい。

(小早川構成員) 立法事実として何を問題にすべきか。暴力団関係者による業のやり方が、契約相手方や周辺住民とトラブルを起こすようなものであるかどうか、それとも紳士的に事業を行っていても、結局暴力団の資金源となることへの対策か。

(経済産業省) もちろん両方考えている。後者の情報は警察当局と連携する必要があるとあって、立法事実の積み上げをもって法制局と相談するという事。

砂利採取法も同じであり、まずは佐賀県から提示のあった事例など、砂利採取業と暴力団が関与している事例を集めなければいけない。その上で、法制的にどうかという検討をしたい。

(厚生労働省) 旅館業法の関係では、単に暴力団であるというだけではなく、暴力団が旅館を運営することによって健全な運営に支障が生じるという立法事実の積み上げがあつて初めて排除条項を追加するかどうかの議論になる。旅館業が暴力団の重要な資金源になっているという社会的に看過できない事態があれば、法の目的との関係も含めて整理する必要がある。

(高橋部会長) 宅地建物取引業法は、既に暴力団排除条項があるが、暴力団関係者の検挙事例等が必ずしも多くない。その意味では、潜在的な可能性を含めて暴力団排除条項が設けられているのではないか。

(経済産業省) そのとおり。横断的に、全ての業について同様の規定を設けるべきということであれば、議論しやすい。

(高橋部会長) 潜在的に暴力団に関わりそうな業を一括りにするという方法もあると考えていいか。

(経済産業省) それはあり得るが、立法事実を示す必要性については理解してほしい。

(高橋部会長) 旅館業法において、独自条例による暴力団排除は可能であるということでもいいか。

(厚生労働省) これまでも、別の観点からの独自条例を妨げるものでないと言っている。

(高橋部会長) 旅館業を包括的に規制する「旅館業に関する条例」のような条例に許可制を取り込み、法の規定以外に暴力団を拒否できる規定を入れる方法もあるということか。

(厚生労働省) 条例との関係は整理した上で説明したい。いずれにしても、法律上、暴力団排除規定を設ける余地がないわけではないが、旅館業法の目的である業の健全な発展を図る上で、暴力団が業界に深く関わり、旅館業において行政処分の対象になったり、罪を犯したりという例がないと、法律で規定するのは難しい。

(高橋部会長) 法令違反だけではなく、暴力団の資金源になっていたり、暴力団が旅館で集会を開いたり、様々な問題があるという指摘であり、立法事実の捉え方が若干狭いのではないか。

(厚生労働省) 確かに暴力団の資金源になっている事例はあり、例えば、建設業等は暴力団が介入して不当な行為をしていることが立法事実であると整理している。あらゆる業について、暴力団が関与する可能性がある中で、なぜ旅館業だけ規制するのかについて説明が必要になる。

(高橋部会長) 必ずしも旅館業だけを規制するものではなく、潜在的にそういう可能性がある業を視野に入れている。また、宅地建物取引業法は、必ずしも現状において建設業法等と同程度の暴力団の支配がなくても排除

条項を入れているが、潜在的な可能性があるという点では旅館業法も同じである。

(厚生労働省) 旅館業が他の業法との並びで改正できるのであれば、検討の余地がある。また、警察庁では、特に旅館業が暴力団の資金源になって困っているという事実は把握していないとのこと。

さらに、旅館業に関する処分は過去 20 年に全国で約 10 件あったが、7 件はほとんど営業の実態がなかったもの、2 件はレジオネラ菌が発生して不衛生だというもの。あと 1 件は売春のために場所を提供したものであるが、既に旅館業法に拒否できる規定がある。

(羽生参事官) 佐賀県では実際に暴力団関係者が旅館業を経営していたケースがあり、福岡県からは、そのような場所で抗争事件等が起きた場合に一般の宿泊客が巻き込まれる懸念もあるという話があった。今後の検討においては、単に暴力団の資金源であるということだけではなく、旅館は一般人が抗争等に巻き込まれる可能性がある場所であることも踏まえて、検討してもらいたい。

(厚生労働省) 義務付け・枠付けの第 4 次見直しの議論においても、内閣法制局から、立法事実がなければ法改正は不可能であるとの指摘があったため、実態を把握した上で整理したい。

(山本構成員) 厚生労働省として、立法事実があるか改めて調査すると理解してよいか。

(厚生労働省) そのとおり。調査したい。

<通番 22：市町村策定の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲（経済産業省、総務省）>

(小早川構成員) 認定権限の移譲を求める提案に対して「対応不可」との回答であったが、認定主体として、都道府県より国が合理的と考えるのはなぜか。

(経済産業省) 一番根幹の理由としては、地域経済の再生と国の経済全体の底上げは表と裏の関係にあり、日本再興戦略 2014 で開業率 10% という目標を掲げ、全国津々浦々で企業を立ち上げていくため、認定を含めた仕組みを構築しているという点が挙げられる。国家の経済政策の一端として創業支援を行うということである。

(総務省) 創業支援事業計画の中核は、地域の資源を活用することではなく、地域で行う支援事業を誰が主体となって担うのかという役割分担にある。また、国が情報を集めることで、国の施策を市町村に紹介したり、関係省庁に情報共有を行って支援メニューの拡充に繋げたりする意義もある。これらの点に鑑みると、少なくとも立ち上げの段階では、国が認定することがふさわしいのではないか。

(小早川構成員) 国の政策として重要であることは理解できる。一方で、提案の趣旨は、創業支援の対象は地域の事業者であり、事業者の事情は都道府県の方が詳しいため、国の支援メニュー等と事業者のニーズ等を結びつけるのは、都道府県である方が合理的ということであるが、どうか。

(経済産業省) まず、創業支援のノウハウ等は行政ではなく民間にある。民間のノウハウを利用したサービスを、継続的に供給するための連携の仕組みを作ることが、地方公共団体の役割になる。また、地域ごとにバラバラではいけない。創業支援事業者には共通性がある面もあり、開業率 10% という目標達成のため、モデルとなる取組を全国的な視点で普及させていくことが、今回の仕組みである。

(山本構成員) 国が取組の情報を収集して発信することは理解できるが、都道府県に認定権限を移譲することと、国が積極的に推進することとは、矛盾しないのではないか。

(経済産業省) 成功事例をどのように普及していくかが大切であり、認定して終わりという仕組みではない。国として、目標達成のために普及の方法も含めて取り組んでいくものである。

(高橋部会長) 国として基本的な情報の把握・普及や、そのための仕組みを作ることは重要であるが、都道府県が認定の主体であっても、何らかの連携の仕組みを設けることで実現可能ではないか。

(山本構成員) 個別の地方公共団体における具体的な認定についての事柄と、それを全国に普及することについては分けて考えることができるのではないか。

(経済産業省) どのような水準の計画を認定するかが大切であり、その前提として、良い事例の把握が重要であって、この点を含めて国家規模で取り組む必要がある。経済全体の再生、開業率 10% を達成するためにどうするかという全国的な判断を行っていくため、認定は認定、その後の普及は普及と分けて考えられない。

(総務省) 市町村が計画を策定する意味は、市町村を中心に支援機関の役割分担を決める点にある。誰がどの支援について責任を負うかということであり、地域間の差がそれほどあるものではなく、計画案が提出されると、国の施策を紹介して計画を膨らませたり、市町村の要望を関係省庁と調整したりしている。

動き始めて 2、3 年経って更新する際にどうするかという議論は別途あるであろう。しかし、最初の計画策定においては、国と市町村が相互に情報交換しながら作り上げていく方が馴染みやすいのではないか。

(小早川構成員) つまり、創業支援は多いほど良く、県が取り組むことは構わない。しかし、国も全国的な観点から創業支援に取り組んでおり、国ができることを効率的に現場に持っていくために市町村と連携しているのであって、あくまで国の話という理解でよいか。

(総務省) 産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる」とされており、都道府県については、支援機関として入ってもらうことや、創業支援事業計画の策定遂行を支援することが法律上の役割として位置付けられている。都道府県とは全く別々の道を歩んでいくということではない。

(小早川構成員) 少なくとも、提案主体の心情とは相違があるようだ。

(経済産業省) 法的枠組みでは、都道府県は全く関係ないということではない。国家として、どういう目標やスキームで効率的に創業支援を行っていくかという観点で、市町村と連携して運用するスキームを考えたものである。

(小早川構成員) 法制度としても都道府県の支援は期待している。このため、何か問題意識があるとすれば、運用を改善することでうまくいくと考えているということか。

(経済産業省) そのとおり。県には、市町村への情報提供などの知的なサポートを期待する。県が行う事業とこの法的なスキームをリンクさせればうまくいくのではないかと、という現場の工夫を否定するものではない。

(高橋部会長) 都道府県の支援に係る規定が法律に入っているのか。

(総務省) 法律上、大臣の「認定」という文言があるが、実際の業務は、市町村への各省庁の支援メニューの紹介や、各省庁への支援メニューの確認などであり、権力的な内容はほぼない。国が主として責任を持って省庁間の情報共有を行うことは、少なくとも1回目は意義がある。

(高橋部会長) 都道府県は産業振興を以前から工夫して行っており、今回の仕組みでは、情報の提供その他の支援ができるというが、都道府県が必ず関与できるものにはなっていない。

(総務省) 情報提供については、市町村にお願いする、又は都道府県に支援機関に入ってもらうなど、様々な方法がある。今回の制度のポイントには、金融機関の預貸率が低下する中で地域資源をうまく循環させることがあるが、広域で営業する金融機関もあり、金融庁の広域的なバックアップ等も必要になる。このため、少なくとも初回の認定を国が行う意義がある。その中で、都道府県の協力を得ながら進めるという運用は十分あり得る。

(高橋部会長) 地域振興の自負がある都道府県について法的にしっかりした位置付けがないことが、提案の理由の一つであろう。運用で対応可能な部分があるとのことだが、もう少し工夫できないか。

(総務省) 認定件数はまだ160件程度であり、もっと多くの市町村に計画を策定してもらいたい。経済産業省と相談の上、総務省の共同データベースを利用して、同じ情報が都道府県にも行くよう運用を改善したい。

(高橋部会長) 総務省が主張する「創業10,000社」や、経済産業省が主張する「開業率10%」の実現のためには、相当な数の計画が必要になる。そのため、都道府県のノウハウ等を使うということになるため、計画策定の段階等で都道府県が種を持ってきて、それを吸い上げるような方策を考えてもらえば提案に合った話になるのではないかと。

(経済産業省) 一つの良いきっかけをもらった。これまで国が地方公共団体と共に行うというスキームは少なかった。都道府県とお互い前向きな意味で役割の共有等ができれば、ありがたい。

(山本構成員) 運用や制度の改善が必要であれば、それも含めて検討してもらいたい。

(高橋部会長) 都道府県の役割をもう少し位置付ける制度改正も考えてもらいたい。

(総務省) 少なくとも運用上の改善は行う。その後、次の議論をしたい。

(経済産業省) 制度を動かし始めたばかりであり、まずは成功例を波及させることを考えて実施していきたい。その過程で開業率等の成果の検証が必要になるため、その際に検討したい。

<通番54：地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲（経済産業省）>

(高橋部会長) 都道府県に認定権限が移譲できない理由を説明してもらいたい。

(経済産業省) 資源は各地域に存在しているが、海外を含めてエリアを超えて売ることができるよう商品化し販売戦略を作成することは、全国的に共通するモデル要素があり、これを国が全国的な視点で認定する必要がある。

(高橋部会長) この制度の特色は、都道府県が地域産業資源の指定を行うという点であり、都道府県にある程度

の蓄積がある。その活用に係る計画の認定に当たっては、海外・域外という側面があるため国が行うという説明であったが、都道府県では行えない理由を説明してもらいたい。

(経済産業省) それぞれの事業によるが、地域にある資源をできる限り広いマーケットの中で需要あるものにするためには、販売の方法や需要の捉え方が重要になる。あるエリアの中の需要だけを考えてはあまりうまくいかないため、広域的な判断による成功例をつくり、横展開して波及させていきたい。

(高橋部会長) 地場の産業振興は都道府県が行ってきたという自負があり、都道府県が主体的に関与できる制度にしてほしいとの主張は、一定の根拠がある。経済産業省が主張する広域的な成功事例を示してもらえないか。

(経済産業省) ポイントは外にうまく売ることができるかであり、認定している1,200の中で分かりやすい例があれば、整理して示したい。

また、新しい展開の方法を広く知ってもらうことも非常に大切であり、普及のための取組を並行して行っている。

(高橋部会長) 本年の臨時国会を想定している改正法においては、都道府県等の位置付けはどうなっているのか。

(経済産業省) 検討中のため紹介できないが、本日の議論のポイントである認定主体は変わらない。国が認定するという仕組みの中での工夫は様々あるであろうが、国がモデルを作っていくことは変わらない。また、認定権限以外も、もう少し具体化すれば紹介できる。

(小早川構成員) 現行法では都道府県知事が指定を行うが、市町村はどのような位置付けになっているのか。

(経済産業省) あくまで都道府県が対象の制度であり、現行のスキームでは、行政主体としての市町村の役割はない。

(小早川構成員) 都道府県が地域産業資源を指定して、国が計画を認定するが、申請書は都道府県を經由して都道府県が意見書を付すことで、都道府県の位置付けができています。しかし、一部の県から都道府県の意見は形骸化しているという声が寄せられている。計画の中身は、事業者と国と機構のやり取りの中で実質はできていて、その計画が送られてきても、都道府県はサポートするとしか言えないという主張がある。

(経済産業省) 都道府県が地域産業資源の指定を行っているのは、地域の資源について知見を持っているからである。活用方策は事業者が考え、モデル性は国が認定する、その過程で都道府県の意見があるということで、現在の仕組みにしている。しかし、事業者が作成した計画に意見がないと言う一方で、認定権限は移譲してほしいという主張であると、国としてどう受けとめればいいのかコメントに迷う。

(小早川構成員) つまり、都道府県として言いたいことはあるが、計画が完成してから意見があるかと言われると、仕方がないと言わざるを得ないということである。

(経済産業省) 現実的な対応としては、都道府県の関与は、制度というより、むしろ実態面で何か知的サポートができるかということではないか。経済産業省も都道府県に声をかけるべきかと考えているが、中身になると実力勝負であり、やる気のある都道府県にはぜひ早めに関わっていただきたい。一緒に努力していきたい。

(山本構成員) 要望としては認定権限の移譲であるが、実質は、もっと早い段階で都道府県が関与できる仕組みや運用になればいいのではないかとと思う。

(経済産業省) 申請段階で誰に相談すべきかなどの実態論は現場のやり方であって、国が意見するものではないのではないか。どれほど実態が分かっているか、足を伸ばせるか、どれほど意欲的であるのかという面で、できる地方公共団体とできない地方公共団体がある印象であるが、都道府県にサポートしてもらえることは本当に良いことである。

(高橋部会長) やる気のある都道府県が前面に出られるような仕組みを考えてもらいたい。

(経済産業省) その仕組みは、国と都道府県、あるいは都道府県と事業者の中での回し方であり、紙に書いて決定すると実現するというものではない。都道府県の関与が悪いことではないというメッセージを送ることはいくらでもできるが、なかなか難しい問題である。

(高橋部会長) 法的な位置付けがないと意見を言いにくいということは、都道府県としてはあるのではないか。

(経済産業省) 都道府県が動くことが可能であるが実際には動けていないため、提案が出されたのではないか。もちろん法文上の問題もあるであろうが、国が一律に指示を出せば全体が改善するといった問題ではなく、やや難しい面もある。

(小早川構成員) 実態として、都道府県にとっては仕切られている感じがあるということではないか。仕切っている人の仕切り方の問題ではないかと思う。

(高橋部会長) 都道府県によって様々であるため、やる気の問題はある。法律に書くかどうかは別にして、やる

気がある都道府県がもっと前面に出られるよう、今後も相談させてもらいたい。

<通番 40：消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲（消費者庁）>

（高橋部会長）現時点での移譲は困難であるのか。

（消費者庁）現在、消費者庁では、地方公共団体に対して報告徴収・立入調査権限の委任を進めているが、受任した地方公共団体による当該権限行使の実績がない状況である。また、消費者庁では現時点で12件の注意喚起、2件の勧告を実施しているが、勧告すべき相手が見つからず、注意喚起にとどまる場合もある。このため、まずは、現行制度での実績を積み重ねた上で、勧告・命令権限の移譲を検討すべきと考えている。

（高橋部会長）東京都からは、財産被害に関する案件は、問題が顕在化するとすぐ事業者がいなくなるなど、迅速な対応が求められているが、消費者庁に相談しても、「すき間事案」であるかどうかの確認に時間を要し、結果として調査の実績がないのではないかという話も聴いている。勧告・命令の実績を増やすためにも、早期に地方公共団体へ権限移譲すべきではないか。

（消費者庁）これまでのところ、地方公共団体から「すき間事案」に関する調査依頼がきたことはなく、実際に時間がかかったという事例はない。消費者庁では、以前は勧告を行うに当たり、他省庁との連絡に時間を要したこともあったが、現在では迅速な対応が可能となっており、経験の積み重ねが重要である。都道府県が調査を行う場合も、同様に経験の積み重ねが重要であり、まずは地方が事例を積み重ねるための協力を進めていきたい。

（高橋部会長）意欲のある都道府県に並行権限を付与するのであれば、特に問題ないのではないか。

（消費者庁）報告徴収・立入調査権限は法定受託事務と整理されているが、当該権限に加え、勧告・命令権限も都道府県へ付与するとした場合、自治事務になると考えており、一部の都道府県にのみ自治事務を付与するわけにはいかないのではないか。景品表示法の権限移譲の際も、すべての都道府県が希望していないことが問題であったが、昨秋、すべての都道府県が希望したため、法改正により措置命令権限まで移譲したところ。

（小早川構成員）消費者安全法は、主たる権限が国にあり、それに付随する報告徴収・立入調査権限が都道府県にあるため、報告徴収・立入調査権限の部分は法定受託事務であると考えているということか。

（消費者庁）全体の権限の一部であるため、報告徴収・立入調査権限は法定受託事務であると整理されて、消費者安全法が改正された。

（小早川構成員）東京都は、自治事務として全ての権限の移譲を望んでいるという理解でよいか。

（高角参事官）明確に言及していないが、旧来より消費者行政は自治事務とされてきたことを踏まえた提案である。

（小早川構成員）消費者庁に措置要求を行わなければ勧告・命令できないため、消費者行政に対する意欲があり、体制も整っている地方公共団体が、事業者に対して積極的に行動できないということではないか。意欲と体制の整った地方公共団体に権限を移譲すれば、積極的な報告徴収・立入調査も可能となるのではないか。

（消費者庁）まずは、地方公共団体と消費者庁とが共同で調査を行うなどの方法で実績を積み重ねた上で、具体的な問題点が出て、地方公共団体へ権限を移譲した方がいいということになれば、検討したい。少なくとも、地方公共団体による報告徴収・立入調査の実績がない段階では、法律を変える理由が説明できない。

（小早川構成員）地方公共団体と共同で調査を行った事例もないのか。

（消費者庁）ない。消費者庁が自ら得た情報に基づき、直接調査したものが注意喚起と勧告につながっており、都道府県からの情報によるものはない。消費者庁には出先機関がないため、まずは実務をうまく進めるため、東京都を始めとする地方公共団体と連携していきたいと考えている。

（山本構成員）消費者行政は、国と地方公共団体の協力が不可欠である。東京都の提案は、権限移譲によって、消費者安全法の執行に係る地方公共団体の権限と責任が大きくなることで、地方公共団体の責任感や意欲の向上につながり、地方公共団体と国の双方にとってプラスになるという趣旨であろう。実績を上げていくためにも、思い切った制度改正を行うことも考えられるのではないか。

（消費者庁）1年半前の法改正に瑕疵があったために実績がないということではないため、現行制度の下で実績を積み重ねる中で、うまくいかない部分が生じ、法的な問題があれば、制度改正を進めればよいのではないか。

（高橋部会長）区域外の報告徴収・立入調査権限の付与については可能か。

（消費者庁）勧告・命令権限を引き続き国に留保しつつ、法定受託事務であっても、区域外に係る権限の付与が行政法や地方自治との関係でも可能であれば、当該権限を付与する方法もあり得ると考える。

- (小早川構成員) 法定受託事務という概念から区域限定ということを導き出すのは、私は全く納得がいかない。そこは法定受託事務についての誤解ではないか。
- (谷参事官) 手挙げ方式で、自治事務として都道府県に並行権限を付与することが可能か、または能力や意欲のある地方公共団体に選択的に権限を付与することは可能か。
- (消費者庁) 現在の消費者安全法においても、希望する都道府県又は政令市に手挙げ方式で法定受託事務としての報告徴収・立入調査権限を付与している。勧告・命令権限を付与して自治事務となる場合、消費者安全法の財産被害は、特定のエリアのみで生じる問題ではないため、東京都のみに自治事務として勧告・命令権限を付与するのは難しい。各地方公共団体の条例において事案に対処する方が早いのではないか。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)